



厚生省訓第三五九号

中央労働委員会

中央労働委員会事務局處<sup>如</sup>務規~~程~~も、次のように

定めらる。

右訓令す。

二十二年四月三十日

大臣

中央労働委員会事務司處務規程

第一條 司長は、司務を掌理し司員を監督する。

(在席人を除く。)

第二條 司長は、雇傭人を除く司員の進退賞罰を會長

の承認を得て厚生大臣に具狀する。

第三條 司長が出張しやうとする時は、會長の承認を受け

なければならぬ。

第四條 司長は、左の事項を専らこれを行ふ。

第一 事務の掌理

第二 司員の監督

第三 雇傭人の進退賞罰の承認

一 司員の職務担任に関する事項

二 雇傭人の進退給與に関する事項

三 司員の内國出張に関する事項

四 司員の除服出仕及び請暇に関する事項

五 中央労働時報の監修に関する事項

第五條 司長は、左の事項を厚生大臣に報告しなれば

ならん。

一 職務<sup>の</sup>分担に関する事項

二 雇傭人の進退に関する事項

三 處務細則の制定並びに<sup>其</sup>の改廃に関する事項

四 其<sup>の</sup>他必要と認められる事項

備考

労働組合法施行令改正

令第四十二條

労働委員会（特別労働委員会）付託事務の指定（限ハ）ニ事務局長ハ事務局長ハ事務局長ニ付託スルモノニ限ル

前項ノ職員ハ會長ノ同意ヲ得テ中央労働委員会ニ在リテ人任生大臣、地方労働委員会ニ在

リテハ地方長官之ヲ委嘱ス

事務局長ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

厚生省訓第 〇〇 號  
中央労働委員会事務局局長職務規定案

第一條 局長は局務を掌理し局員を監督しなければならない。

局長事故ある場合は第一部長之に代り局務を掌理しなければならない。

第二條 局長は雇員及び傭人を除く局員の進退賞罰を會長の同意を得て厚生大臣に具状しなければならない。

第三條 局長が出張しようとする時は會長の承認を受けなければならない。

第四條 局長は左の事項を専行する事が出来る。

- 一 局員の職務担任に關する事項
- 二 雇員及び傭人の進退給與に關する事項
- 三 局員の内國出張に關する事項
- 四 局員の除服出仕及び請假に關する事項
- 五 中央労働時報の監修に關する事項

第五條 局長は左の事項を厚生大臣に報告しなければならない。

- 一 局内職務分任に關する事項
- 二 雇員及び傭人の進退に關する事項
- 三 處務細則の制定並びに其の改廢に關する事項
- 四 其他必要と認められる事項

(以上)

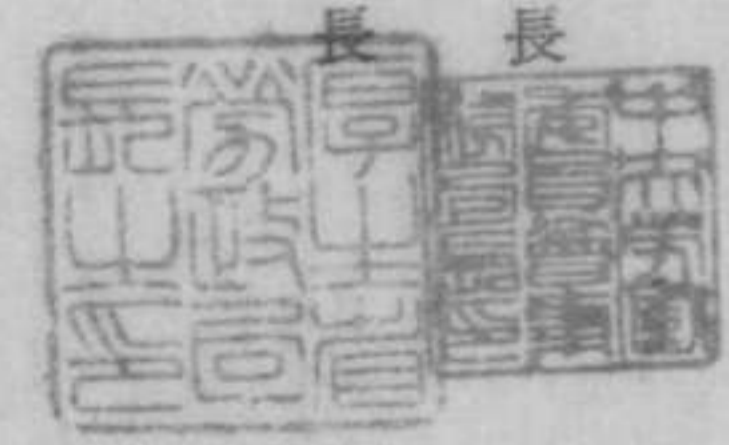


中勞委發第五九號

昭和二十二年三月六日

厚生省秘書課長 殿

中央労働委員会事務局長  
厚生省 勞政局 長



中央労働委員会事務局長職務規定訓定方依頼について

標記の件事務處理上必要あるため、別紙案の通り訓令方手續御依頼す

*Handwritten signature*  
(別紙添附)

*労働組合長*

*全才甲二平小  
事務局長の  
上司、指揮の  
兼務、然務の  
承認す*

裏面白紙

298.

厚生省訓令三五九号

中央労働委員会

中央労働委員会事務局宛事務規程を

次クヨウニ定メル。

右訓令する。

昭和二十二年四月三十日

厚生大臣 河合良成

厚生省



中央労働委員会事務局處務規程

第一條 局長は、局務を掌理し、局員を監督する。

第二條 局長は、局員（雇傭人を除く）の進退賞罰を會長の承認を得て、厚生大臣に具状する。

第三條 局長が出張しようとするときは、會長の承認を受けなければならぬ。

第四條 左の事項は、局長が専らこれを行う。

- 一 局員の職務担任に関する事項
- 二 雇傭人の進退給與に関する事項
- 三 局員の内國出張に関する事項
- 四 局員の除服出仕及び請暇に関する事項
- 五 中央労働時報の監修に関する事項

厚生省

第五條 局長は、左の事項を厚生大臣に報告しなければならぬ。

- 一 職務の分担に関する事項
- 二 雇傭人の進退に関する事項
- 三 處務細則の制定並に之の改廢に関する事項
- 四 その他必要と認めらるる事項